

令和 5年度 委託業務の名称 令和5年度那覇港臨港道路渋滞状況調査業務委託

履行場所 那覇港（新港ふ頭地区、泊ふ頭地区）

履行期間 契約締結日の翌日～令和6年3月15日まで

特 記 仕 様 書

第1条 （本業務の目的）

本業務は、那覇港新港ふ頭地区の第2クルーズバース供用に際し、クルーズ船関連車両による周辺道路への影響が懸念されることから、那覇港臨港道路等の交通実態把握を行うものである。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	共通仕様書の適用		本業務は、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。 なお、共通仕様書は最新版を用いること。
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について		「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		6	管理技術者の資格要件について	1	管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たす者とする。
				2	技術士（建設部門【道路】）またはRCCM（道路）資格を有している者。
		7	管理技術者の直接的雇用関係に	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		10	保険加入	4	<p>容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p> <p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p> <p>受注者は、設計業務共通仕様書第1139条に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。</p> <p>なお、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>（例）設計業務共通仕様書 第1139条 保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。</p>
		11	瑕疵について		<p>業務中及び業務完了後において受託者の責任に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、業務修正及びそれに伴う費用を負担しなければならない。</p>
		12	その他		<p>本業務を遂行することにより知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。</p>